

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月31日

横浜市契約事務受任者
資源循環局長 金高 隆一

- 1 契約の概要
タイヤ整備
- 2 履行(納品)場所
資源循環局車両課(横浜市神奈川区新浦島町2-4)
- 3 契約日
令和6年1月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年1月15日～令和6年1月17日
- 5 契約金額
¥305,470.- (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥27,770.-)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
有限会社内山タイヤ商会 代表取締役 浅野 満
横浜市西区桜木町4-20
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和6年1月1日に発生した能登半島地震による被災地支援のため、ごみ収集車両等の緊急派遣を行うにあたり、路面凍結や大雪の影響を考慮し、派遣車両全車に緊急で購入したスタッドレスタイヤへの組替等を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由
同種の契約実績があり、緊急対応が可能な業者を選定しました。
- 9 所管課
資源循環局車両課